

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ 拠	一 發 行 名 稱 及 び 記	行 平 條 成 二 十 一 次 年 一 年 五 月 六 月 九 月 九 日 告 示 第 二 百 二 号	○ 財 務 省 令 債 の 發 行 等 に 關 す る 省 令 第 五 条 第 二 号
争市る参てをび回と入利振の以律社一法会十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債項律計四政 札特の者財た回競うへり機用「平、株式等の振替に付 発別にご務後り争。」以を関を受けるもとの法律等の振替に付 行參よと大に競入に下競争は受けけるもとの法律等の振替に付 「加るに臣行争札による利に本銀行の競てとし。」 と者發応がわ入發行回りし行とと。」 い・行募各れ札う第へ限國るの行發行と。」 う。」II以度債入募非下額市札入価一を場での。」 格國定特あ決競債め別つ定及利一の規定。						

九八

七

六

口イ

口イ

振替額単位	振替金	支払額	支払額	行利回り	行利回り	行利回り
替額面金	低入札金	行債・別格競発競額	行債・別格競発競額	争利回り	争利回り	争利回り
替額面金	入札金	第Ⅱ競場	第Ⅱ競場	参市	参市	参市
法の規定による振替口座簿	五万円	八十三億五千五百四十八万円	二千一億三千三百六十四万円	特別付会額	財政発行額	募り申込度の額
				四項額	第面行四條	市場のかみ
				十億に金し	四付第一項	場所の場
				三億五千五百四十	四付第一項	の特規範
				五百四十八	千百四十	をそち割内
				四十八	四百六十四	別割内參加
				万円	万円	の応募
						利額を回す
						順回りとてごりる。
						の割合を申
						の低割合申

十
十
三
二

發

の 經 利 發
払 過 行 行
込 利 價
み 子 率 格 日

(一) 年十額平す額の
む十式は二七面成るの記
も号に、募・錢金二。整載
のにより払入二額十一年五月十九日
と規り込決定一パ百円につき九十九日
するす定算金額の通セント
るしに加通知ト
期た金えを
日額に受
払を次
い第の算
込二算者

額面金額の総額× $\frac{2.2}{100} \times \frac{60}{365}$

(二) 発行時において、その

十四
初
期
利
子

期平
と成がをがに(一) 外てだにりに座も係
し二で乗適當の国取し百算つにのる
、十きじ用該算法得
次一くる。
の算式によ
り算出
し

、當該國債を發行時において、その
分の二十を乗じた金額から(一)の算式によ
り算出する場合に、當該金額へいた
る所得税外しするの國たは、該金額によ
り算出すること率人額記はいたるに
と成がをがに(一) 外てだにりに座も係
し二で乗適當の国取し百算つにのる
、十きじ用該算法得
次一くる。
の算式によ
り算出
し

。金額) を控除する所
得税外しするの國
たは、該金額へ
いたるに

、當該國債を發行時において、その
分の二十を乗じた金額から(一)の算式によ
り算出する場合に、當該金額へいた
る所得税外しするの國たは、該金額へ
いたるに

。金額) を控除する所
得税外しするの國
たは、該金額へ
いたるに

。金額) を控除する所
得税外しするの國
たは、該金額へ
いたるに

。金額) を控除する所
得税外しするの國
たは、該金額へ
いたるに

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 參 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 予 以

平 財 日 額 平 利 て を 每 規 下 は 期 た
成 務 本 面 成 子 、 支 年 定 、 が 金 す 次 そ 銀 額
二 大 銀 金 六 を そ 払 三 る 号 の 行 を
十 臣 行 額 十 支 の 期 月 一 号 及 翌 休 支
か から 百 一 払 日 と 二 日 び 営 業 払 う
年 通 に 三 。 前 、 日 に 第 業 日 つ
五 月 知 つ 月 六 各 及 い に た
月 九 通 き 二 月 支 び て 号 支 当 だ
九 日 受 百 十 間 払 九 同 に 払 た
日 け 円 日 に 期 月 属 に 二 じ お う る 、
た 者 す お 十 す お い い へ と 支
し る い 日 て 以 き 払

額面金額× $\frac{2.2}{100} \times 1$